# 業務委託仕様書

## 1 事業の名称

令和4年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト「地域企業就職促進交流事業」委託業務

### 2 目的

本事業は県内企業の人材確保の支援及び若年求職者等の県内企業への就職促進を目的とする。 WEB上で合同企業説明会を開催することにより、県内中小企業が自社をアピールすることを 可能とし、若年求職者等に県内企業について知識を深めてもらう。また、WEB上で職業適性 診断(以下、適職診断)を実施し、求職者の職種志向の拡大や未経験業界への誘導を図る。

### 3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和5年1月31日まで

## 4 対象

企業:三重県内に本社もしくは支社、営業所等があり、求人をしている企業。 なお、対象とする求人は以下のとおりとする。

- ① 採用後の勤務地が三重県内であること。
- ② 雇用条件(賃金・保険等を含む)が法令等に反していないこと。
- ③ 原則、雇用対象の業務が求人企業の経常的、継続的なものであること。
- ④ 公序良俗に反していない業務であること。

求職者:令和5年3月に大学等卒業予定者。

おおむね45歳未満の若年者、U・Iターン希望者等で、三重県内の企業に就職を希望する者。

## 5 委託業務の内容

以下の事業内容を企画し、実施すること。なお、提案者の自由な発想により、WEBという特性を生かした事業を実施するにあたって効果的と思われる内容については、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、自由提案業務においては、予算の範囲内での実施とし、必須としない。

- (1) WEB合同企業説明会(以下「WEB合説」)開催業務
  - ① 業務スケジュール

参加企業の決定 7月

専用HPの作成 7月(8月公開予定)

参加企業へのWEB合説の説明及び日程の調整 8月

適職診断の実施 8月~令和5年1月31日

求職者向け広報・情報発信 7月~令和5年1月31日

WEB合説開催 9月~10月

専用HPでのWEB合説の映像公開 WEB合説開催後~令和5年1月31日 専用HP運営管理 8月~令和5年1月31日

## ② 業務

ア 参加企業の決定

・県内に本社または支社、営業所があり、求人をしている企業を募り、参加企業30社を 決定すること。参加企業は業種や地域に偏りのないよう、選定すること。なお、参加企業 の公募・選定にあたっては公益財団法人三重県産業支援センター(以下「産業支援センター」)と協議・連携しながら有効な手法で行うこととする。

### イ 参加企業との連絡調整業務

・参加企業に対し、WEB合説全体の詳細や配信当日の流れを説明する機会を設けるとと もに、実施場所や日時の決定等、開催に必要な連絡調整全般を綿密に行うこと。

## ウ WEB合説の開催

- ・WEBを使い、企業が採用情報などを発信するリアルタイムの合同企業説明会を開催し、その様子を配信及び録画すること。
- ・WEB合説には県内全域からの企業が参加しやすい場所で開催することとし、場所の選定にあたっては産業支援センターと協議し、決定すること。
- ・WEB合説開催にあたっては、事前に参加(視聴)者の基本情報及び参加人数を把握し、 産業支援センターに報告すること。
- ・進行役を1名配置することとし、選定にあたっては産業支援センターに相談し、決定すること。
- ・1 社あたり20分程度のリアルタイム配信とし、その手法や内容を提案すること。リアルタイム配信は企業の参加は2名までとし、進行役が話を引き出すよう、工夫すること。 また、リアルタイム配信中に参加者が参加企業に質問できる手法も含めて提案すること。

### エ WEB合説専用サイトの作成と運営

- ・専用のホームページ(以下、専用HP)を制作すること。なお、情報漏洩等が発生しないよう、独立した専用HPとすること。
- ・サイトの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること。
- ・戦略的な情報発信の効果測定を図るため。アクセス解析ができるように設定すること。 なお、解析は「Google Analytics」等を用いること。
- ・検索エンジンからサイトに訪れる人を増やすよう、効果的なSEO対策を行うこと。
- ・効果的に広報できるよう、コンテンツを見やすく整理したページを制作し、トップページにはリンクを見やすく配置すること。
- ・専用HPには、WEB合説の開催日時や参加企業名等を掲載し、開催日の3週間前までに公表すること。
- ・専用HPには参加企業の個別ページを作成し、企業紹介、求人情報等をWEB合説開催 2週間前までに公表すること。また、WEB合説後は当日の映像、質疑応答の情報をすみ やかに掲載すること。
- ・専用HPは参加企業の採用情報が最新のものとなるよう更新すること。
- ・専用HPは令和5年1月31日まで公開すること。公開中は常時、メンテナンスを行うこと。

#### 才 適職診断

- ・専用ホームページに適職診断のコーナーを作成し、求職者の業界に対する視野を広げる 工夫をすることとし、その手法を提案すること。
- ・適職診断は求職者が気軽にできるよう、親しみやすい名称やキャラクター等を提案する

こと。

- ・適職診断の利用者の基本情報及び参加人数を把握し、産業支援センターに報告すること。
- ・適職診断の利用者がWEB合説に参加するよう工夫することとし、その手法について提案すること。

### カ 参加者への周知・広報

- ・上記4の参加者募集のため、以下の2点などをはじめとし、WEBの特性を生かした広告やSNSなど、若年者及び求職者に有効な媒体を効果的に活用し、正規雇用を希望する求職者の掘り起こしを行う手法を提案すること。
  - ① 大学等への訪問 (オンライン面談含む)
  - ② ハローワーク等での周知
- ・適職診断が可能な旨について周知すること。
- ・本事業が求職者及び求人企業にインパクトのあるものとなるよう、総括した事業名及び キャッチコピー等を提案すること。

### キ アンケート調査

・WEB合説参加企業および求職者へのアンケート調査をWEB合説終了後、すみやかに 実施し、産業支援センターに報告書を提出すること。調査内容は産業支援センターと協議 の上、決定すること。

### ク その他留意事項

- ・本事業の実施においては十分なセキュリティ体制を構築し、情報漏えい等が発生しないよう、十分に留意すること。
- ・WEB合説に必要な業務や詳細については、産業支援センターの承認を得て実施すること。
- ・サイトや配信などが正しく稼働するか、産業支援センター担当者の立会のもと、確認作業を実施すること。
- ・実施に当たっては大学等の関係機関と可能な限り連携を図ること。

## 6 事業目標

WEB合説事前登録者と適職診断利用(登録)者を300名以上になるよう、集客すること。

ただし、WEB合説事前登録者は200名以上確保することとし、WEB合説事前登録者と適職診断利用(登録)者の重複登録については、1名としてカウントすること。

#### 7 他の実施事業との連携

当事業を実施するに当たっては、県事業及び産業支援センターが実施する事業と緊密に連携し、効果的に運営すること。

## 8 事業目標の設定

当事業における目標設定を行い、それを踏まえた業務計画を策定して、業務を実施すること。なお、目標及び業務計画については産業支援センターと協議すること。

# 9 契約上限額

9,021,980 円(消費税及び地方消費税を含む) ※消費税及び地方消費税は、10%とする。

## 10 実施事業者の条件

- (1) 求職者の募集等、広報活動を効果的に実施できること。
- (2) 配信において、求職者、参加企業の双方に有益な運営ができること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の 資格)に規定するものに該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 三重県から入札参加資格(指名) 停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

## 11 実務実施体制

(1) 運営事務局の設置

受託者は、本業務を履行するのに必要な人員を確保すること。緊急を要する事態が発生した場合を想定し、産業支援センターとの連絡を迅速に行える体制を整えること。

(2) 実施体制及びスケジュールの作成

受託者は、委託契約後速やかに、本委託業務の実施体制表(企画提案書様式2・業務実施体制)及びスケジュールを作成し、産業支援センターの承認を得ること。なお、これらに変更がある場合も、産業支援センターの承認を得ること。また、業務の実施にあたっては産業支援センターと協議のうえで行うこと。

# 12 その他、業務実施上の条件

- (1) 委託者は、必要に応じ、受託者に対して状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに産業支援センター に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から 第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって産業支援センターに譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4)業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存しなければならない。

#### 13 業務委託料

(1) 支払い

原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(2) 委託料の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部を産業支援センターに返還する。また、上記により契約を解除した場合は、受託者に対して違約金を求める場合がある。

## (3) 委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する。

## 14 経費策定上の留意事項

社会保険料の算定は人件費の17%以下とする。

### 15 報告書類

実績報告書

委託業務が完了したときは、本業務の成果及び実施に要した経費等について、実績報告書(任意形式)等に証拠書類を添え、すみやかに産業支援センターへ提出すること。なお、実績報告書には下記の①~⑥の内容と、それぞれの事業の効果と課題を取りまとめて盛り込むこと。

- ① 事業の概要
- ② 事業費及び人件費
- ③ 事業従事者の健保等級証明書(健保等級適用者以外の役員又は時給での雇用契約者等は給与証明書)(別添1)
- ④ 事業従事者の業務日報
- ⑤ 就業支援を実施した対象者の名簿
- ⑥ 事業目標に対する実績値(相談者数等)と就業支援の方法

その他必要と思われる資料として産業支援センターが指示するもの

※本業務の関連書類については、業務完了後5年間保存しなければならない。

### 16 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託等の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。業務の一部を再委託しようとする際は、支援センターの承認を得なければならない。また、金銭等を支給し、集客及び動員を行うことは認めない。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」を 遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 産業支援センターに報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、産

業支援センターと協議を行うこと。

### (4) 落札資格停止等の措置

契約締結権者は、受託者が(3)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### (5) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、産業支援センター個人情報 保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及 びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益 のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 17 受託上の留意点

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務 についても産業支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。

### 18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しない。
- (3) 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については、産業支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

## 19 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課 雇用人材担当

地域活性化雇用創造プロジェクト 下村 稲垣

電話 059-253-3888 FAX 059-228-3800

Eメール chipro@miesc.or.jp